

堺市森林整備計画

計 画 期 間

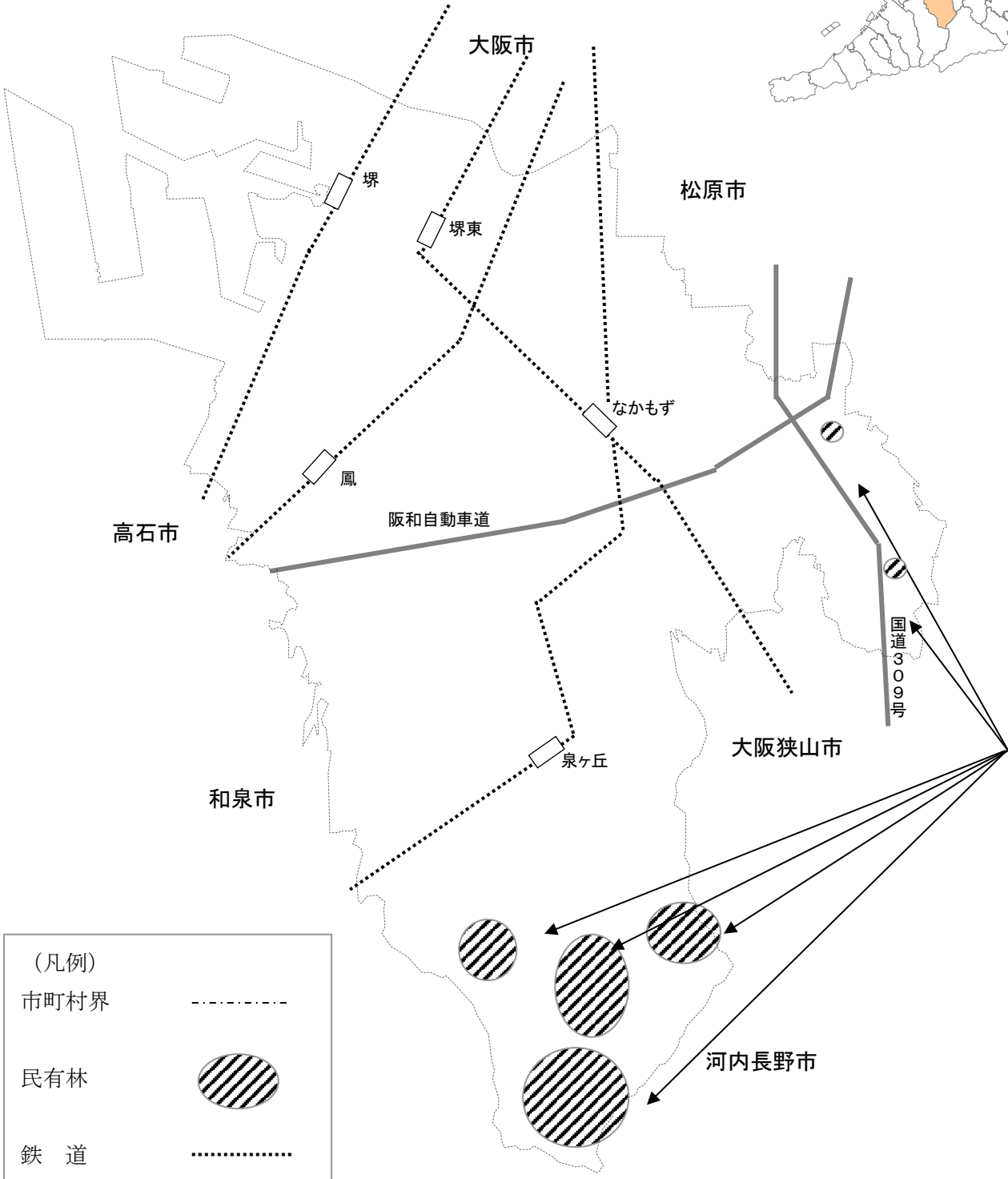
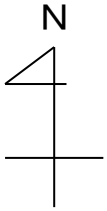
自 令和2年4月1日

至 令和12年3月31日

第1回変更 令和4年4月1日

堺 市

堺市森林整備計画概要図



森林法施行規則
第33条第1号ロ
の規定に基づく
区域
(南・美原区域)

(凡例)

市町村界	- - - - -
民有林	⦿
鉄 道	⋯⋯⋯
主要道路	— — —

目 次

I	伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	3
1	森林整備の現状と課題	3
2	森林整備の基本方針	3
3	森林施業の合理化に関する基本方針	4
II	森林の整備に関する事項	4
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	4
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3	その他必要な事項	5
第2	造林に関する事項	5
1	人工造林に関する事項	5
2	天然更新に関する事項	7
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	8
4	森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	9
5	その他必要な事項	9
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	9
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	9
2	保育の作業種別の標準的な方法	10
3	その他必要な事項	10
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	11
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	11
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法	12
3	その他必要な事項	14
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	14
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	14
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	14
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	15
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	15
5	その他必要な事項	15
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	15
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	15
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事	

項	15
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	15
3 作業路網の整備に関する事項	16
4 その他必要な事項	16
第8 項 その他必要な事項	17
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	17
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	17
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	17
III 森林の保護に関する事項	17
第1 項 鳥獣害の防止に関する事項	17
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	17
2 その他必要な事項	18
第2 項 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	18
1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法	18
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	18
3 林野火災の予防の方法	18
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	18
5 その他必要な事項	18
IV 森林の保健機能の増進に関する事項	19
1 保健機能森林の区域	19
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	19
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	19
4 その他必要な事項	19
V その他森林の整備のために必要な事項	19
1 森林経営計画の作成に関する事項	19
2 生活環境の整備に関する事項	20
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	20
4 森林の総合利用の推進に関する事項	20
5 住民参加による森林の整備に関する事項	20
6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	21
7 その他必要な事項	21

【参考】

公益的機能別施業森林の区域図（南区）
 " （美原区）

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

堺市は、大阪府の中央部の西寄り、大阪湾の東岸北寄りに位置し、北は大和川をへだてて大阪市に、東は松原市・羽曳野市・富田林市・大阪狭山市に、南は高石市・和泉市および河内長野市に隣接している。東は生駒山脈を背に、西は大阪湾に臨み、温暖な気候に恵まれ、風は南西風と北東風が多く、雨量は比較的少ない瀬戸内式気候である。

森林は主に南部に位置し、面積は393haである。樹種としては、広葉樹が比較的多い。南部丘陵においては、鉢ヶ峯寺特別緑地保全地区が指定されており、豊かな自然環境や貴重な生態系、農業者の大切な水源等を将来にわたって保全し、後世に引き継いでいく必要がある。また、丹比神社の樹林は風致保安林に指定されており、黒姫山古墳とともに歴史的な景観と位置づけ、整備保全を図っていく必要がある。

現在林業経営を目的とした森林施業はなされていないが、森林の持つ水源の涵養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等、公益機能の重要性はますます高まってきている。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

○土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」という。）

下層植生が育成するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林を目指して、森林の適切な維持管理を図る。

○快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「快適環境形成機能維持増進森林」という。）

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗力が高い森林を目指して、森林の適切な維持管理を図る。

○保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「保健機能維持増進森林」という。）

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供してくれる森林を目指して、森林の適切な維持管理を図る。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

堺市における森林は、日常生活圏に組み込まれたいわゆる`都市近郊林`として位置付けされ、心身の癒しや安らぎ、レクリエーションの場

を提供する事などから、自然環境保全、生活環境保全、歴史・文化・教育的利用などの森林に対するニーズが高まっている為、森林の保健休養の機能向上に努めることとする。森づくりにあたっては住民との協働・連携を基調とし、多様な主体が情報や意見の交換を行ないつつ、持続性のある仕組みづくりを通じて推進していく。

森林整備に当たっては大阪府が作成した府内の将来の森林のあるべき姿とそれを実現するための技術的手法を示す「大阪府森林整備指針（以下指針という）」に定める「メリハリをつけた林業経営」「防災に配慮した森づくり」「広葉樹などの資源の育成と活用」「多様な森づくり」の4つの目標に向けて指針の内容をふまえて森林整備を実施していくこととする。

また、風致保安林として位置づけられている丹比神社の樹林については、その機能の保全を図るため、樹木の保存に努める。

3 森林施業の合理化に関する基本方針
該当なし。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢 （単位：年）

樹 種					
スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
40	45	35	45	10	15

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものや、義務付けるものではない。

また、特定苗木等が調達可能な場合は、その特性に対応した標準伐採齢の設定を検討する。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

地域森林計画に定める立木の伐採（主伐）の標準的な方針に関する指針に基づき、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、気候、地形、土壌等の自然条件、樹種や森林の構成等の森林資源の賦存状況、地域の林業技術体系等を勘案して、伐採方法、主伐の時期、伐区の設定方法その他必要な事項を次のように定める。

皆伐は、1箇所当たりの伐採面積の規模や伐採箇所の分散に配慮し、適確な更新を図る。

択伐は、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行

う。また、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率が30%以下で実施するものとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、次のア～オに留意する。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立木条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

カ 伐採に当たっては、上記ア～オに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえた方法により行う。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

3 その他必要な事項

特になし。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林や、多面的機能の発揮の必要性から、植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

(1) 人工造林の対象樹種

地域森林計画で定める人工造林の対象樹種に関する指針に基づき、適地適木を旨として、立地条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、人工造林の対象樹種を次のように定める。

また、特定苗木などの成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木の導入に努めることとする。

なお、郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意する。

さらに、定めた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の関係部局と相談の上、適切な樹種を選定する。

人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ、ケヤキ等

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽する。

また、複層林化を図る場合の樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するが、多様な森林の整備を図る観点から、地域の施業体系や生産目標を想定した幅広い植栽本数を定めるとともに、コンテナ苗の活用及び伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入等により低コスト造林に努めることとする。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の関係部局と相談の上、適切な植栽本数を決定する。

人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ	密仕立て	4,000	
	中仕立て	3,000	
ヒノキ	密仕立て	4,000	
	中仕立て	3,000	

イ その他人工造林の方法

気象、その他の立地条件、既往の造林方法を勘案して地拵えの方法、植栽時期、植付けの方法その他必要な事項を次のように定める。

その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地拵えの方法	植栽を容易にするため、伐採跡の枝条等を整理する。枝条等の量が多い場合には必要に応じて棚積みなどの処理を行うものとする。
植付けの方法	植え穴は十分大きく掘るとともに、根が広がるように植え付け、踏み付けを行い活着率の向上を図る。 また、苗木は林地に均一に植え付けるものとする。
植栽の時期	植栽は春先に行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林など人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、原則として伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽を完了する。

また、それ以外の森林については、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新がなされていない場合は、速やかに植栽し、期間内に更新を完了する。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の状況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

地域森林計画で定める天然更新の対象樹種に関する指針に基づき立地条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ）を次のように定める。

天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ等
ぼう芽更新による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ等

※ただし、スギ、ヒノキは択伐に限る。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

森林生産力の維持増進を図るため、ぼう芽により更新を行う林分にあつては、原則として標準伐期齢未満の伐採は避けること。更新は、周辺の草丈以上の更新樹種の本数が、概ね下表に示す本数以上で完了しているものとする。なお、林床等の状況から天然稚樹の発生・育成が不十分な箇所については、必要に応じて地表処理、刈出し、植え込み等の更新補助作業を行うこと。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数	立木度	更新完了の基準となる本数
マツ類、クヌギ、コナラ類等	10,000本/ha	3	3,000本/ha

天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	下層植生や粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、地表のかき起こしや枝条整理等を行う。
刈出し	天然稚樹が下層植生により生育が阻害されている箇所について、生育を妨げる雑草木を除去する。
植込み	植込みは天然下種更新の不十分な箇所において行う。なお、植込み樹種は複層林施業に準じて選定するとともに、植込み本数は、天然稚樹等の有無及びその配置状況等を勘案して決定する。
芽かき	芽かきは目的樹種のぼう芽の発生状況等を勘案して行うものとし、伐採後2～3年以内に優勢なぼう芽を3本程度残すよう芽かきを行う。

イ その他天然更新の方法

特になし。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新によるものについては、伐採年度の翌年度の初日から起算して5年以内に、更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図る。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を、

「植栽によらなければ的確な更新が困難な森林」の基準とする。

- (2) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の存在
該当なし

- 4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。
- (1) 更新に係る対象樹種
- ア 人工造林の場合
1の(1)による。
- イ 天然更新の場合
2の(1)による。
- 5 その他必要な事項
特になし。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
地域森林計画で定める間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針に基づき、間伐は、森林の立木の育成の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について次のように定める。間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね5年後において、その森林の樹幹疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとする。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	林業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)			
			初回	2回目	3回目	4回目
スギ	中仕立	3,000本/ha	16	21	31	(40)
	密仕立	4,000本/ha	16	20	24	
ヒノキ	中仕立	3,000本/ha	18	23	35	(45)
	密仕立	4,000本/ha	18	23	29	35

(注) ア. 間伐を実施すべき標準的な林齢の「初回」は、間伐開始時期の林齢を示す。

イ. 「()」は、長伐期大径材生産を目標とした場合。

間伐の標準的な方法	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 間伐の開始時期、繰り返し時期、間伐率、間伐木の選定方法、その他必要な事項については、既往の間伐の方法を勘案して林地ごとに決定する。 ・ 間伐木の選定は、林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行い、間伐率は本数割合で2～3割程度（初回は3割程度）とする。 	

2 保育の作業種別の標準的な方法

地域森林計画で定める保育の標準的な方法に関する指針に基づき次のように定める。

なお、時期や回数、作業方法、その他必要な事項については、既往における保育の方法を勘案して林地ごとに決定する。

ア 下刈り

植栽後、上長成長を開始して雑草木類との競合が始まる時期から、雑草木から十分抜ける時期まで年1～2回行う。実施時期は6月上旬から9月上旬とする。

イ つる切り及び除伐

下刈り終了後、3～5年間はつる切り及び除伐を併せて行う。

除伐は、目的樹種の育成が阻害されている箇所及び阻害されるおそれのある箇所を対象とし、発生不良木、被害木等について実施する。

なお、この場合急激な環境変化を生じないよう配慮するとともに、目的外樹種であっても有用なものは残し育成する。

ウ 枝打ち

林分の樹冠閉鎖後、立木の育成に支障のない程度に行う。実施時期は11月～3月とする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈り	スギ	○	○	○	○	○	△	△								
	ヒノキ	○	○	○	○	○	○	△	△							
つる切り	スギ						○	○	○							
	ヒノキ							○	○	○						
除伐	スギ									←	○	→				
	ヒノキ										←	○	→			

(注) △は必要に応じて行う。

3 その他必要な事項

該当なし。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該森林の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法について、森林の有する機能に対する地域の要請や既往の森林施業体系等を勘案し次の（１）及び（２）のように定める。

（１）水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持森林）

該当なし。

（２）森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

次の①～③の森林など、森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林や、砂防指定地周辺、産地災害危険地区等、山地災害の発生により人命・人家等への被害の恐れがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等とする。

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）

市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵、風害、霧害等の影響を緩和する森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等とする。

③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健機能維持増進森林）

保健保安林、風致保安林、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林等の市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等とする。

イ 森林施業の方法

適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別・地域別に標準伐期齢の概ね2倍以上の林齢を定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域 (林班)	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他の 針葉樹	クヌギ	その他の 広葉樹
4	80年	90年	70年	90年	20年	30年

※上記の年数は概ねの年数を示す。

①山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林

長伐期施業により伐採面積の縮小・分散を図ること、または、複層林施業により一定の蓄積の確保を図る伐採管理を行うことを基本とし、十分な根系の発達を確保することとする。その森林の区域について別表2により定める。

②快適環境形成機能維持増進森林

長伐期施業により伐採面積の縮小・分散を図ること、また、複層林施業により一定の森林蓄積の確保を図る伐採管理を行うことを基本とし、自然景観の維持向上など個々の森林に対する要請に応じた適切な施業の方法を定めることとする。その森林の区域について別表2により定める。

③保健機能維持増進森林

保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うこととする。その森林の区域について別表2により定める。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 区域の設定

木材等生産機能維持増進森林は、材木の生育状況から安定した木材生産が見込まれるとともに、林道の開設状況等から効率的な森林施業が可能な森林を別表1のとおり定める。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定める。その際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意し定める。

【別表 1】

区分		森林の区域(林班)	面積 (ha)
水源涵養機能維持森林			0
山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林、保健機能維持増進森林	山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林	F06, F07, F08, I01イ, I01ハ, I02, I03, I04, I05, I06, I07, I09, I10	281
	快適環境形成機能維持増進森林	F05, I01ロ, I08, I11	97
	保健機能維持増進森林	4, I09, I10, I11	15
木材等生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林			0
	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林	該当なし	—

(2) 施業の方法

木材等生産機能維持増進森林では、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ一定の森林蓄積の確保を図り伐採面積の縮小に配慮するとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となることを旨として定めることとする。また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林について、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

【別表 2】

区分	施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
水源涵養機能維持森林	伐期の延長を推進すべき森林			0
山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林	長伐期施業を推進すべき森林		4	1
能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林、保健機能維持増進森林	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）		0
		択伐による複層林施業を推進すべき森林		0
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		F05, F06, F07, F08, I01A, I01B, I01H, I02, I03, I04, I05, I06, I07, I08, I09, I10, I11	392

3 その他必要な事項 特になし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有者の高齢化や所有規模の零細化が進む中、森林施業プランナーの協力を図り、施業提案を通じて森林所有者などから森林経営に意欲のある林業事業者などへの長期の受委託を推進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

急峻な地形が大部分を占める本市においては、大型の高性能機械の導入は困難であるため、チェーンソー（伐木）、グラップル（集材）、簡易式プロセッサ（造材）の素材生産システムをメインシステムとして確立し、森林経営の委託推進と併せて、地域の実情に応じた適切な高性能林業機械の導入等を通じて、経費の低コスト化を図り、計画的・安定的な木材供給体制の確立と森林の適切な管理を推進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

地域の実情に応じた適切な林内路網の整備や高性能林業機械の導入を図るとともに、川上と周辺市町村の関係者との関係を強化し、地域材の利用促進を通じた流域林業の活性化を図る。

また、大阪府林業労働力確保支援センター等と協力して、新規就労者を促進する。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

5 その他必要な事項

特になし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

特になし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
路網密度の水準及び作業システム

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	15以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5以上	5以上

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

基幹路網の作設にあたっては、安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整整第602号林野庁長官通知）を基本として、大阪府が定める林業専用道作設指針に則り開設するものとする。

イ 基幹路網の整備計画

開設／拡張	種類	(区分)	位置 (林班等)	路線名	延長 (m) 及び箇所数	利用区域面積 (ha)	前半5か年の計画箇所	対図番号	備考
	該当なし								
計									

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

細部路網の作設にあたっては、継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、大阪府が定める新作業道作設指針に則り開設するものとする。

イ その他必要な事項

特になし。

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網の維持管理にあたっては、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

4 その他必要な事項

上記のほか、山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要とされている施設の整備等その他森林の整備のために必要な施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
—	—	—	—	—

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

府と協力して、森林組合を地域の森林整備の中核的な担い手として育成する。また、林業後継者については、府や大阪府林業労働力確保支援センターに協力して、新規就労の円滑化や基幹的林業労働者の養成等に努める等、林業従業者の養成、確保を図る。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類	現状（参考）	将来
伐倒	チェーンソー（伐倒・造材）	バックホウ（道開設）
↓	↓	↓
造材		チェーンソー（伐倒）
↓		↓
集材	集材機（集材）	プロセッサ（造材）
↓	↓	↓
搬出	林内作業車（搬出）	グラップル（集材）
↓	↓	↓
運搬	トラック（運搬）	フォワーダ（搬出）
		↓
		トラック（運搬）

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
該当なし							

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当なし。

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし。

2 その他必要な事項

特になし。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の未然防止と被害の軽減を図るため、森林の巡視による被害の早期発見及び早期駆除等に努め、森林の有する公益的機能の低下を防ぐ。

また、今後予想されるナラ枯れ被害に対し現況調査を強化するなど、適切な措置を行う。さらに被害を受けにくい健全な森づくりを目指し、高齢木や大径木の伐採を進めることで森林の更新を図る。

(2) その他

府や近隣市町、森林組合で組織する「泉州森林サポート協議会」等において、森林病虫害等による被害の未然防止と被害の軽減を図るための対策等を協議しておくとともに、森林の巡視や広報等を行い、森林病虫害等による被害の未然防止と被害の軽減に努める。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

鳥獣による森林被害を軽減するため、個体数の調整、放置竹林の手入れによる鳥獣の潜伏エリアの縮減、被害対策について森林所有者への普及啓発等に努めるなど鳥獣による森林被害の軽減を図る。

3 林野火災の予防の方法

広報や看板等を活用して森林所有者やハイカー等に対する火の取り扱いに関する注意喚起を図るとともに、地元消防署や消防団との関係強化と初期消火機材の配置等により林野火災の予防と初期消火に努める。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

特になし。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

特になし。

(2) その他

特になし。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林班	合計	人工林	天然林	無立木 地	竹林	その 他	
南区	I09, I10, I11	14		14				
美原区	4	1		1				

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源涵養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等、多様な施業を積極的に実施する。

また、利用者が快適に散策等が行えるよう、適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育施業を積極的に行う。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

自然環境の保全、国土保全及び文化財の保護等配慮しつつ、利用者の意向や地域の実情等を踏まえてハイキング道や案内サイン、ベンチ等の整備を行うとともに、施設の適切な管理に努める。

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、地域の実情や利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、利用者の安全確保等に留意する。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めるものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

該当なし。

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の有する機能に対する地域の要請や既往の森林施業体系等を勘案し、本整備計画で定めた森林の有する公益的機能に応じた適切な施業を行う。

ウ IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

該当なし。

エ IIIの森林の保護に関する事項

本計画で定めた事項に基づき、森林病虫害等被害の未然防止と被害の軽減、被害発生地の防除対策に努めるとともに、森林の適切な保護を図り、森林が有する公益的機能の高度な発揮を促すよう措置する。

(2) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域。

森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林 班	区域面積 (ha)
南 - 美原区域	I01イ、I01ロ、I01ハ、I02、I03、I04、I05、I06、I07、I08、I09、I10、I11、F05、F06、F07、F08、4	379

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本市の森林は、住民に安らぎとうるおいをもたらすだけでなく、身近な自然として親しまれるとともに、豊かな資源を育てている。このため、森林の適切な管理と整備に努め、森林が有する諸機能を発揮させるとともに、周辺地域も含めて川上から川中・川下までの連携体制を構築することにより木材の地産地消を進め、地域の振興を図っていく。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

特になし。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

近年、自発的な住民参加による間伐、下草刈り等の森林整備の動きが出てきて

いる。今後もこれらの動きは広がっていくものと考えられる。

(2) その他

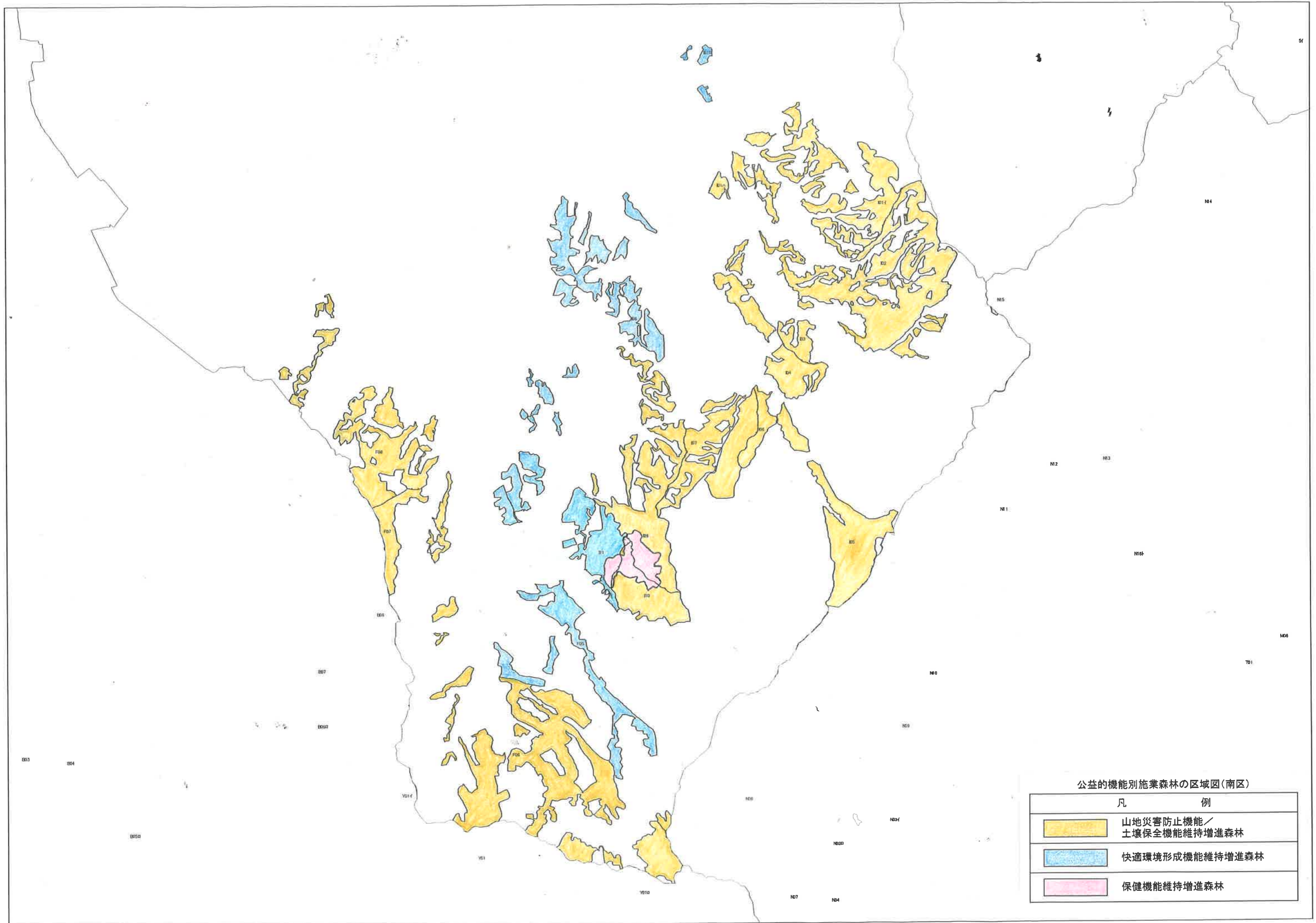
特になし。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項




該当なし。

7 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従った施業を行うとともに、国土保全や自然環境の保全等の観点から、森林の適切な管理を行う。



公益的機能別施業森林の区域図(南区)

凡 例	
	山地災害防止機能／ 土壌保全機能維持増進森林
	快適環境形成機能維持増進森林
	保健機能維持増進森林

